意見書

平成 21 年 7 月 21 日

総務省情報通信国際戦略局 情報通信政策課 御中

郵便番号 102-8644

住所 東京都千代田区二番町14番地

氏名 株式会社BS日本

だいひょうとりしまりやくしゃちょう なわこういち代表取締役社長 不破孝一

「通信・放送の総合的な法体系の在り方〈平成 20 年諮問第 14 号〉 答申(案)」 に関し、下記のとおり意見を提出します。

(記)

項目	意見
答申(案)全体につい	答申案が、「放送」の概念・名称を維持するとしたこと、また放送
<u>T</u>	業界のこれまでの業績を高くみていることを評価したい。
	一方で、放送事業者は言論報道機関の性格を持っていること
	から、放送番組に限らず、放送事業全体に対して、行政当局の規
	律・規制の枠を最小限にすることが、健全な発展につながるもの
	であると考える。
	以下に当社に関係する個所について意見を述べるので、最終
	答申に向けての検討に適切に反映していただくよう要望する。
4. コンテンツ規律	現行制度においてBSデジタル放送の委託放送業務は認定制
(3)具体的規律	が採用されている。この審査は、初回審査をパスすれば、その後
② 業務開始の手続き	の5年ごとの「認定の更新」時に表現の自由享有基準への適合審
等	査を受けるだけで再認定される仕組みである。
イ 事業形態の柔軟化	現行審査法は、BSデジタル放送の実態に即しており、最も合
のための参入手続きの	理的で優れた審査法であると考える。新たな法体系においても、
見直し	同放送の認定は現行どおり「更新」とすべきである。

4. コンテンツ規律

- (3)具体的規律
- ③ 番組規律

イ 基本計画の対象で ある放送であって、「現 代社会の基盤を形成する役割」等を担うことは 事業者の任意に委ね」 事業者の情報の提供」を 中心とした機能・役割を 中心とした機能されるが 担うことが期待される とが りたという放送メディ組 を確保しようという放送 特別衛星放送においては、その放送メディア全体で多様な放送 番組を確保すればよいこととなっており、新たな法体系においても 番組規律としてはこれで十分と考える。

以 上